

令和6年度実施長崎県職員（学芸員）募集案内

●受付期間 令和6年7月1日（月）～令和6年9月2日（月）必着

持参の場合は、直接、長崎県文化観光国際部文化振興・世界遺産課へ持参してください。
受付期間中、午前9時から午後5時45分まで受け付けます。（土日、祝日は休みです。）
郵送の場合は、郵便局で簡易書留扱いにして郵送してください。（9月2日（月）必着）

●第1次選考（書類選考）合格発表 令和6年9月17日（火）

長崎県文化観光国際部文化振興・世界遺産課ホームページに書類選考合格者の受験番号を掲載するほか、合格者、不合格者とも文書で通知します。

●第2次選考試験日 令和6年10月27日（日）

第1次試験の合格者についてのみ実施します。

論文試験、筆記試験（SPI3）及び人物試験（個別面接及び集団討論）により職務遂行能力（思考力、判断力、構成力）、人柄等を判断する。

●最終合格発表 令和6年11月下旬（予定）

合格者、不合格者とも文書で通知します。

1 試験職種 学芸員（日本近世史）

2 採用予定人数 1名

3 職務内容 学芸員として、知事部局（本庁及び長崎歴史文化博物館）または教育委員会事務局等において、企画、調査、対外折衝等の一般行政事務と博物館等における展示会の企画運営、資料の調査研究等に従事する。

4 応募資格

次の①、②、③に掲げる要件をすべて満たす者

① 昭和50年4月2日以降に生まれた者

② 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に定める学芸員となる資格を有する者（令和7年3月31日までに取得見込みの者を含む。）のうち、大学等で歴史に関する分野を専攻した者

③ 学校教育法による大学（短期大学を除く。）卒業以上の学歴を有する者（令和7年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）

なお、次のいずれかに該当する場合は受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条の規定に該当する者

5 採用予定年月日 令和7年4月1日

※既卒者については、それ以前に採用される場合もあります

6 試験の日時、場所及び内容等

(1) 第1次選考

選考内容：書類選考

応募締切後、速やかに選考を行い、可否にかかわらず受験者全員に、結果を文書で通知する。

また、合格者には、第2次試験の会場案内等を併せて送付する。

(2) 第2次選考

選考内容：第1次選考合格者に対して論文試験、筆記試験（SPI3）及び面接試験により職務遂行能力（思考力、判断力、構成力）、人柄等を判断する。

区分	日 時	場 所	試験種目及び内容等
第1次選考	7月1日（月）～ 9月2日（月） （※提出期間）	—	●経歴 志望動機 課題への回答
第2次選考	10月27日（日） 第1次試験の合格者についてのみ実施します。 詳細は、第1次試験の合格発表通知にてお知らせします。	●長崎県庁3階会議室 長崎県長崎市尾上町3-1	●論文試験 小論文 ●筆記試験 SPI3 （基礎能力検査・性格検査） ●人物試験 個別面接 集団討論 ※一次試験の合格者数が少数の場合は、集団討論は行わない可能性があります。

7 第1次選考及び第2次選考の方法について

- (1) 第1次選考：第1次試験の結果を資料として選考する。
- (2) 第2次選考：第2次試験の結果及び提出書類を資料として総合的に選考する。第1次試験の得点は反映しない。（最終合格者は、第2次試験の得点の高い順に決定する。）

8 出願方法

(1) 提出書類

- ① 採用選考申込書【様式第1号】（写真貼付）
- ② 研究業績調書【様式第2号】
- ③ 卒業・修了（見込み）証明書（大学学部以上のすべて）
- ④ 成績証明書（大学学部以上のすべて）
- ⑤ 学芸員資格（取得見込を含む）を証明できるもの
- ⑥ 代表的な研究業績、主要論文等の抜き刷り（コピー可。外国語による場合は日本語訳を添付）
- ⑦ 返信用封筒（角形2号）1通（宛名を記入し、312円分の切手を貼付したもの）
受験者への第1次試験の結果の郵送（特定記録）に使用します。
※提出書類は返却しません

(2) 選考試験申込書等の請求先

長崎県文化観光国際部文化振興・世界遺産課で交付します。
また、文化振興・世界遺産課のホームページからダウンロードすることもできます。

郵送希望者は、封筒の表に赤字で「選考試験申込書請求」と記入し、返信用封筒（角形2号、120円切手を貼り、郵便番号、住所及び氏名を明記したもの）を同封のうえ、長崎県文化観光国際部文化振興・世界遺産課へ申し込みください。

(3) その他

- ① 受験票は発行しません。採用選考申込書に記載されたメールアドレスに受験番号をお知らせしますので、9月5日（木）までにメール連絡がない場合や、記載内容に不備等がある場合は、速やかに文化振興・世界遺産課へ連絡してください。
- ② 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

9 郵送の場合の申込先 (必ず簡易書留扱いにして送付すること。)

〒850-8570

長崎市尾上町3番1号 長崎県 文化観光国際部 文化振興・世界遺産課

(9月2日(月)必着)

(直接持参される場合は事前にご連絡ください。)

※封筒の表に赤字で「選考試験申込書在中」と記入願います。

10 給与等

初任給月額、例として大卒の場合、一般行政職（大卒程度）と同様に196,200円で、このほか住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて調整されることがあります。また、人事委員会勧告に基づき改定されることがあります。

11 試験結果の開示

- (1) 試験の結果については、個人情報保護に関する法律第69条第1項の規定に基づき、受験者本人は口頭で開示を請求することができます。詳細は、1次試験の結果通知にてお知らせします。
- (2) 電話による開示請求は受け付けられません。